

4文科初第375号
令和4年4月27日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長

殿

文部科学省初等中等教育局長
伯井美徳

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要です。また、インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

これらを踏まえれば、小・中学校や特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する「交流及び共同学習」が大きな意義を有することは言うまでもありません。また、障害者基本法においても、「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」とされているところです。

このため、文部科学省は、小・中学校や特別支援学校等の学習指導要領等における交流及び共同学習に関する記載の充実及び教育委員会や学校に向けた参考資料である交流及び共同学習ガイドの改訂等を通して、交流及び共同学習を積極的に進めてきました。現在においては、一部の地域で取り組まれている、特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域の学校との積極的な交流等についても、より重要性が増していると考えております。

また、交流及び共同学習には、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉えて推進していく必要があるという、基本的な考え方も併せて示してきたところです。

しかしながら、文部科学省が令和3年度に一部の自治体を対象に実施した調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなりました。冒頭で述べたとおり、インクルーシブ教育システムの理念の構築においては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、「交流」の側面のみに重点を置いて交流及び共同学習を実施することは適切ではありません。

加えて、同調査においては、一部の自治体において、

- ・ 特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時間が設けられていない
- ・ 個々の児童生徒の状況を踏まえずに、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている
- ・ 「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」といった実施形態がある中で、通級による指導が十分に活用できていない

といった事例も散見されました。

本通知は、こうした実態も踏まえ、これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で、改めて周知することを主な目的とするものです。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、域内の市町村教育委員会におかれては所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、都道府県の知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人におかれては附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、本通知の趣旨について周知くださるようお願いいたします。

記

第1 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

- 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断については、関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日付け文科初第756号)等の通知や、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」を参照し、客観的かつ円滑に適切な判断を行うことが必要であること。
- 通級による指導の対象となる児童生徒について、その児童生徒が通学する小・中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えないこと。どのような学びの場がふさわしいかは、その児童生徒の教育的ニーズが大前提となるため、市区町村教育委員会においては、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」等を参照しつつ、必要に応じて都道府県教育委員会とも相談しながら学びの場(通級による指導の場合の実施形態も含む。)について入念に検討・判断を進める必要があること。

第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

- 交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。このため、「平成29年義務標準法の改正に伴い創設されたいわゆる『通級による指導』及び『日本語指導』に係る基礎定数の算定に係る留意事項について」(令和2年4月17日付事務連絡)にある通り、障害のある児童生徒が、必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず、不適切であること。
- また、「障害のある子供の教育支援の手引」にあるように、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。
- ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

「改善が必要な具体的な事例」

- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒について、個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語といった教科のみを学び、それ以外は交流及び共同学習として通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成している。
- ・ 全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障害の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、多くの教科について交流及び共同学習中心の授業が行われている。
- ・ 通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という学びの場の選択肢を、本人及び保護者に説明していない。
- ・ 交流及び共同学習において、「交流」の側面のみに重点が置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づく指導目標の達成が十分ではない。
- ・ 交流及び共同学習において、通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、必要な体制が整えられていないことにより、通常の学級及び特別支援学級の児童生徒双方にとって十分な学びが得られていない。

第3 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について

- 特別支援学級における自立活動については、小学校等学習指導要領や特別支援学校学習指導要領に、
 - ・ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、(中略)自立活動を取り入れること
 - ・ 学校における自立活動の指導は、(中略)自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする
 - ・ 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとすると記載されている。このため、特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時間が設けられていない場合は、自立活動の時数を確保するべく、教育課程の再編成を検討するべきであること。

第4 通級による指導の更なる活用について

- 通級による指導の実施形態については、「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」それぞれの実施形態の特徴、指導の教育的効果、児童生徒や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な実施形態の選択及び運用を行うこと。
- 実施形態の選択に当たっては、児童生徒が在籍する小・中学校等で専門性の高い

通級による指導を受けられるよう、自校通級や巡回指導を一層推進することが望ましいこと。なお、通級による指導の充実に関しては、他校通級に係る児童生徒の移動にかかる時間や保護者の送迎の負担等を含め、今後文部科学省において、関係者の意見を聴取するなどして、より教育的な効果の高い運用の在り方について検討を行う予定であること。

- また、地域全体で必要な指導を実施することができるよう、行政区を超える学校の兼務発令を活用するなど、専門性の高い人材による効果的かつ効率的な指導を行うための方策について検討を行うことが適当であること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL:03-5253-4111(内線 3191, 3195)

E-mail: tokubetu@mext.go.jp

文部科学省初等中等教育局財務課企画調査係

TEL:03-5253-4111(内線 2072, 3746)

E-mail: zaimu@mext.go.jp

令和3年度 特別支援学級及び通級による指導の実態調査の結果について

令和4年4月

1. 調査の趣旨

令和3年1月、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」がとりまとめられ、①国が作成している教育支援資料の内容を充実する必要があることや、②その際、特別支援学級において指導を受ける時間が一定の時間に満たない者について通級による指導の対象とすることを検討することもありうることを示すことが考えられる、との提言がなされた。

これを受け、文部科学省は、障害のある子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の提供が図られるよう、令和3年6月に「障害のある子供の教育支援の手引」を改訂し、就学先決定の具体的なプロセス等について周知してきたところである。

本調査は、こうした状況も踏まえ、特別支援学級及び通級による指導の実態等を把握することで、今後の特別支援教育施策の参考とすることを目的として実施したものである。

2. 調査の概要及び項目

(1) 調査の概要

各教育委員会の過重な負担を避ける観点から、抽出による書面調査を実施。具体的には、全児童生徒数に占める特別支援学級在籍児童生徒数の割合が高い10の都道府県及び政令指定都市¹(以下「都道府県等」という。)を抽出し、当該都道府県等に所在する、全児童生徒数に占める特別支援学級在籍児童生徒数の割合が高い一部の公立小中学校を対象とした。

その後、書面調査の結果も踏まえ、一部の都道府県等に対して個別ヒアリングを実施した。

(2) 調査項目

	調査項目
書面調査	① 基礎データ(特別支援学級に在籍する児童生徒数や通級による指導を受けている児童生徒数等) ② 学びの場の決定にあたって参照する自治体独自の基準 ③ 特別支援学級に在籍する児童生徒の教育課程の編成状況や、交流及び共同学習の時数の決定に当たっての考慮事項の有無 等
個別ヒアリング	① 就学先決定の具体的なプロセス ② 授業時数の半分以上を「交流及び共同学習」として学ぶ特別支援学級在籍児童生徒への学びの保障の確認 ③ 授業時数の半分以上を「交流及び共同学習」として学ぶ特別支援学級在籍児童生徒について、通級による指導としない理由(知的障害以外) ④ 通級による指導を円滑に実施する上での課題や工夫 等

¹北海道、新潟県、長野県、大阪府、徳島県、佐賀県、熊本県、沖縄県、大阪市、岡山市。令和2年度学校基本調査に基づき選定。

3. 調査結果のポイント

(1) 書面調査の結果のポイント

①基礎データ

特別支援学級のうち、在籍児童生徒数の多い障害種は、知的障害、自閉症・情緒障害であった。また、通級による指導については、学習障害が最も多く、時数は週1～2単位時間が大部分であった。(参考1を参照)

②学びの場の決定にあたって参照する自治体独自の基準

例えば、特別支援学級等で少人数指導が適当と思われる児童生徒の観点を、障害種別に示すといった工夫を行っている市町村も見られた。

③特別支援学級に在籍する児童生徒の教育課程の編成状況や、交流及び共同学習の時数の決定に当たっての考慮事項の有無

調査対象となった特別支援学級に在籍する児童生徒の教育課程について調査したところ、総授業時数の半分以上を交流及び共同学習として通常の学級で過ごしている児童生徒の割合は、小学校は54%、中学校は49%という結果となった。

また、同割合を都道府県等別に見ると、最大値は97%である一方、最低値は3%であった。(同割合の障害種別・学年別の結果は、参考2及び参考3を参照)

更に、調査対象のうち4割強の市町村から、交流及び共同学習の時数の決定に当たっての考慮事項があるとの回答があった。

(回答例)

- ・ 交流及び共同学習の時数について、保護者の同意を得て決定している
- ・ 交流及び共同学習は、週の授業時数の半分を上限としている
- ・ 特別支援学級で実施する授業時数が週5時間を下回らないようにしている
- ・ 特別支援学級で実施する授業時数が週8時間を下回らないようにしている
- ・ 国語と算数については、原則として特別支援学級で実施するようにしている

この他、特別支援学級に在籍している児童生徒について、特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時数が設けられていないケースがあった。

④その他

校内委員会の判断にもかかわらず通級による指導が行われなかった児童生徒が存在し、主な理由は「保護者や本人が希望しなかったため」であった。

調査対象のうち6割程度の市町村が、他校通級にあたって保護者の送迎を原則としている。

(2) 個別ヒアリング

①就学先決定の具体的なプロセス

- ・ 例えば下記のようなプロセスで行われていた。

(例1) ①保護者と担任で話し合い→②校内委員会で協議→③市町村教育支援委員会による調査→④市町村教育支援委員会で審議・判断→⑤判断結果をもとに学校と保護者が

話し合い→⑥学びの場の決定

※上記のプロセスにおいて、保護者からの要望や児童生徒の教育的ニーズの変化などを受けて、随時、相談を受け付け、対応している。

(例2)年に2回、全市町の就学担当者を対象に就学事務担当者会を開催し、教育支援資料等を参考に就学に関する考え方について説明を行っている。

②授業時数の半分以上を「交流及び共同学習」として学ぶ特別支援学級在籍児童生徒への学びの保障の確認

- ・ 通常の学級では、特別支援教育支援員が授業者からの指示を受けて支援を行っている。
- ・ 特別支援学級担任と交流学級担任、特別支援教育支援員等が、個別の指導計画における目標の共通理解を図り、その評価を行うことで確認している。

③授業時数の半分以上を「交流及び共同学習」として学ぶ特別支援学級在籍児童生徒について、通級による指導としない理由(知的障害以外)

- ・ 保護者が当該児童生徒に、個に応じた特別な教育を特別支援学級で行う必要があると考えていることが多いため。
- ・ 通級指導教室の整備が十分でなかったため、学びの場を通級による指導に変更しようにも、身近なところに通級指導教室がなく、学びの場を変更できない例があった。

④通級による指導を円滑に実施する上での課題や工夫

- ・ 他校通級について、地理的状况、冬期間の交通事情、共働き家庭の増加による保護者送迎の困難さ
- ・ 通級指導担当教員の人材確保や専門性の担保
- ・ 通級の実施形態(自校通級、他校通級、巡回指導)について関係者の理解が不十分
- ・ 地域全体で必要な指導を実施できるよう、通級指導担当者の市町を超える学校の兼務発令等を行っている

⑤その他

- ・ 特別支援学級在籍児童生徒が交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる際、特別支援教育支援員等の付き添いがなく、通常の学級の担任のみに指導が委ねられているケースがあった。
- ・ 通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という学びの場の選択肢が、本人及び保護者に明確に提示されていないケースがあった。

参考1:基礎データ

基礎データ（小学校）

- ◆ 特別支援学級については、717学級、4174人分の情報を収集。障害種別は **知的障害、自閉症・情緒障害** が大半。
- ◆ 通級による指導について時間毎に見ると、H29の全国調査と同様、**週1～2単位時間**が**大宗**を占める。

特別支援学級の種別・在籍児童数			通級の形態別児童数											
	学級数	在籍児童数												
知的障害	220	1356												
肢体不自由	27	43												
身体虚弱	34	61												
弱視	5	5												
難聴	14	18												
言語障害	13	51												
自閉症・情緒障害	404	2640												
計	717	4174												

通級の指導時間別児童数													
	月1単位 時間未満	月1単位 時間	月2～3単位 時間	週1単位時 間	週2単位時 間	週3単位時 間	週4単位時 間	週5単位時 間	週6単位時 間	週7単位時 間	週8単位時 間	週9単位時 間以上	計
言語障害				125	82	7	0	0	0	0	0	0	214
自閉症				44	44	8	0	0	0	0	0	0	96
情緒障害				144	30	12	1	1	0	0	0	0	188
弱視				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
難聴				3	2	0	0	0	0	0	0	0	5
学習障害	0	0	1	111	71	22	2	23	3	0	0	0	233
注意欠陥多 動性障害	0	1	5	78	55	17	0	1	0	0	0	0	157
肢体不自由				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病弱・身体虚 弱				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	1	6	505	284	66	3	25	3	0	0	0	893

(注) 令和3年5月1日時点。以下同じ。

基礎データ（中学校）

- ◆ 特別支援学級については、271学級、1484人分の情報を収集。小学校同様、障害種別は **知的障害、自閉症・情緒障害** が大半。
- ◆ 通級による指導について時間毎に見ると、H29の全国調査と同様、**週1～2単位時間**が**大宗**を占める。

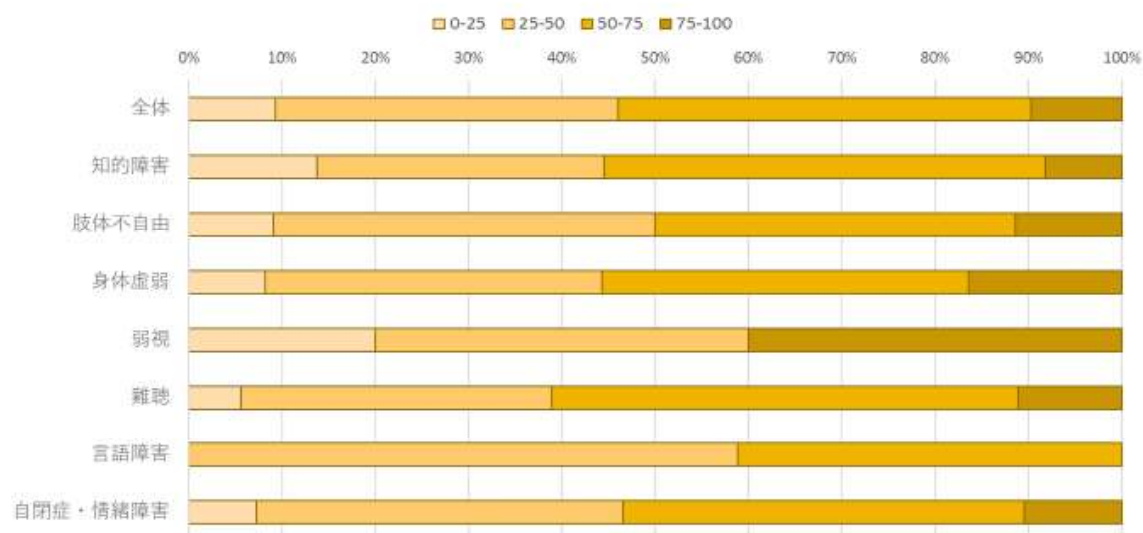
特別支援学級の種別・在籍生徒数			通級の形態別生徒数											
	学級数	在籍生徒数												
知的障害	91	524												
肢体不自由	10	20												
身体虚弱	23	63												
弱視	3	5												
難聴	10	20												
言語障害	1	4												
自閉症・情緒障 害	133	848												
計	271	1484												

通級の指導時間別生徒数													
	月1単位 時間未満	月1単位 時間	月2～3単位 時間	週1単位時 間	週2単位時 間	週3単位時 間	週4単位時 間	週5単位時 間	週6単位時 間	週7単位時 間	週8単位時 間	週9単位時 間以上	計
言語障害				0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
自閉症				21	8	1	2	3	0	0	0	0	35
情緒障害				24	9	0	1	1	1	0	0	0	36
弱視				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
難聴				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学習障害	0	2	0	60	12	2	3	0	1	3	1	0	84
注意欠陥多 動性障害	0	2	3	16	29	0	0	1	0	0	1	0	52
肢体不自由				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病弱・身体虚 弱				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	4	3	121	58	4	6	5	2	3	2	0	208

参考2:通常の学級における学習の割合(障害種別)

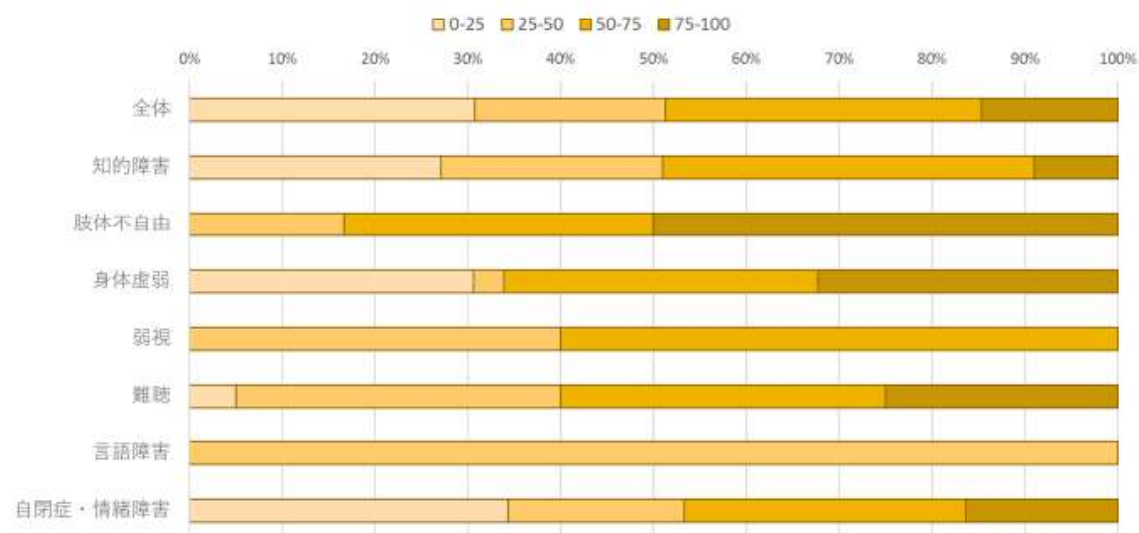
特別支援学級在籍児童の通常の学級における学習の割合 (小学校・障害種別)

◆ 障害種による差は大きくない。
(弱視が他の障害種と異なって見えるのは、サンプル数の小ささに起因)



特別支援学級在籍生徒の通常の学級における学習の割合 (中学校・障害種別)

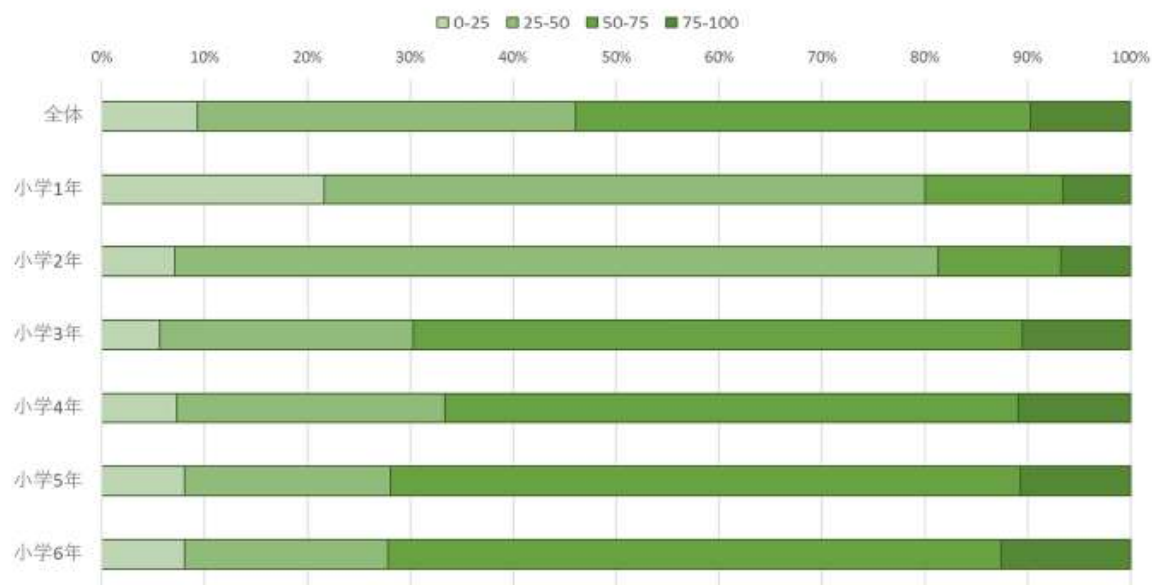
◆ 障害種による差は大きくない。
(肢体不自由が他の障害種と異なって見えるのは、サンプル数の小ささに起因。)



参考3:通常の学級における学習の割合(学年別)

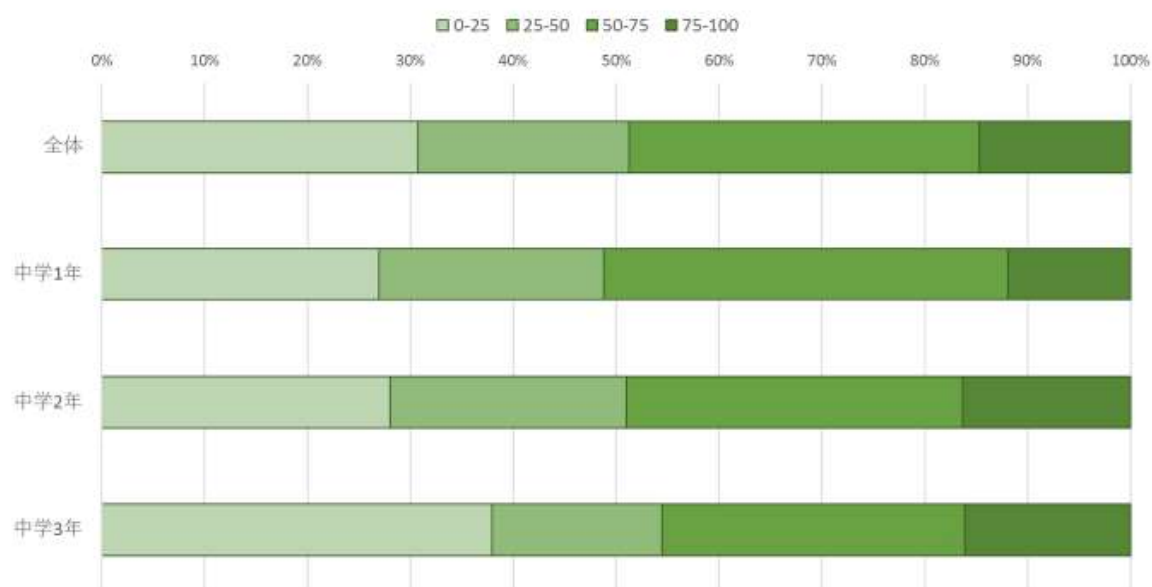
特別支援学級在籍児童の通常の学級における学習の割合(小学校・学年別)

◆ 小学3年生を境に、半分以上を交流及び共同学習として通常の学級で過ごす児童の割合が増加。



特別支援学級在籍生徒の通常の学級における学習の割合(中学校・学年別)

◆ 小学校と異なり、学年ごとの差は大きくない。



特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）

Q & A

目次

総論

問０－１．本通知の趣旨は何か。交流及び共同学習の時間を制限することは、インクルーシブの理念に逆行し、障害のある子供の排除につながるのではないか。

問０－２．本通知が発出された経緯は何か。

問０－３．本通知は、現場に影響を与えるものであるにもかかわらず、年度途中で発出されたのはなぜか。

問０－４．国連の勧告で求められている通り、本通知は撤回すべきではないか。

第１ 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

問１－１．学びの場は保護者が決めるものではないのか。市教委は、保護者の意向に反する就学先決定を行うことはできるのか。

問１－２．通級による指導とは何か。言語障害や弱視に限られるのか。自立活動とはどういったものか。

問１－３．特別支援学級や通級による指導の対象となる障害の種類や程度はどこに示されているのか。

第２ 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

問２－１．週の半分の根拠如何。

問 2－2．週の半分以上が認められるのはどのような場合か。

問 2－3．通級による指導は週 8 コマまでとされており、自立活動における特別の指導が週 9 コマ以上半分未満必要な子供は、制度の狭間に落ちているのではないか。

問 2－4．通常の学級に学びの場を変更した結果、特別支援学級担任によるサポートが得られず、手厚い支援や指導ができなくなるのではないか。

第 3 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について

問 3－1．学校教育活動全体で自立活動を行っている場合、教育課程内の時数として自立活動を設ける必要はないのではないか。

第 4 通級による指導の更なる活用について

問 4－1．自校に通級指導教室が設置されていない場合は、どのように対応すればよいか。

問 4－2．国の支援策も充実させるべきではないか。

その他

問 5－1．特別支援学級は、障害のない児童生徒の学力向上に向けた補充的指導のために活用することもできるのか。

総論

問〇ー１．本通知の趣旨は何か。交流及び共同学習の時間を制限することは、インクルーシブの理念に逆行し、障害のある子供の排除につながるのではないか。

（答）

- 本通知は、
- ・ 特別支援学級で半分以上学ぶ必要のない児童生徒については、通常の学級に在籍を変更することを促すとともに、
 - ・ 特別支援学級在籍者の範囲を、そこでの授業が半分以上必要な子供に限る
- こと等を目的としたもので、むしろインクルーシブを推進するものです。

問〇ー２．本通知が発出された経緯は何か。

（答）

- 文部科学省は、障害のある子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の提供が図られるよう、令和３年６月に「障害のある子供の教育支援の手引」を改訂し、就学先決定の具体的なプロセス等について周知してきました。
- その後実施した実態調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなりました。
- こうした実態も踏まえ、これまで文部科学省が既を示してきた内容を、より明確化した上で、改めて周知することを主な目的として、本通知を発出したものです。

問〇ー３．本通知は、現場に影響を与えるものであるにもかかわらず、年度途中に発出されたのはなぜか。

（答）

- 通知にも記載されている通り、本通知は、これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で改めて周知することを主な目的とするものであり、制度変更を伴うものではありません。
- なお、特別支援学級に在籍していながら大半の時間を通常の学級で過ごしている場合、学びの場の変更を検討すべきことは、令和３年６月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」にも記載し、各教育委員会に周知しており、既に実施されているべきものです。

問０－４．国連の勧告で求められている通り、本通知は撤回すべきではないか。

（答）

- 問０－１で述べた通り、本通知は、むしろインクルーシブを推進するものであるため、撤回の予定はございません。

第 1 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

問 1－1. 学びの場は保護者が決めるものではないのか。市教委は、保護者の意向に反する就学先決定を行うことはできるのか。

(答)

- 障害のある児童生徒の学びの場は、障害の状態、教育的ニーズ、学校や地域の状況や専門家の意見等を総合的に勘案し、本人及び保護者の意向を最大限尊重して市区町村教育委員会が判断します。
- なお、障害のない児童生徒については、保護者等の意向にかかわらず、通常の学級に在籍して学ぶこととなります。

問 1－2. 通級による指導とは何か。言語障害や弱視に限られるのか。自立活動とはどういったものか。

(答)

- 障害のある児童生徒が、通常の学級に在籍しながら、障害に応じた特別な指導（自立活動）を受けるものです。対象障害種は言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱です。
- また、自立活動とは、個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達 of 基盤を培うものです。

問 1－3. 特別支援学級や通級による指導の対象となる障害の種類や程度はどこに示されているのか。

(答)

- 障害のある児童生徒の学びの場は、障害の状態のみならず、教育的ニーズ、学校や地域の状況や専門家の意見等を総合的に勘案の上決定されるべきものです。

- その上で、特別支援学級や通級による指導の対象となる障害の種類及び程度については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成 25 年 10 月 4 日）で示しておりますので、ご参照ください。

（参考）「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成 25 年 10 月 4 日文部科学省初等中等教育局長通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm

第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

問2-1. 週の半分の根拠如何。

(答)

- 特別支援学級に在籍する児童生徒が、一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けられるようにするため、特別支援学級で行う授業について、原則となる一定の目安を設けることが必要と考えております。
- 具体的には、
 - ・ 学級とは、継続的に組織される児童生徒の単位集団であり、特別支援学級は、障害のある児童生徒が、年間を通じてその学級において活動することを前提として編制され、障害に応じた指導が行われるものであること、
 - ・ 交流及び共同学習は、障害のある児童生徒の交流先の学級での活動を特別支援学級担任がサポートするなど、適切な指導体制を整えられる範囲内で実施される必要があること等を総合的に勘案し、「半分」と示したところです。
- なお、「障害のある子供の教育支援の手引」や通知にも記載した通り、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、通常の学級に学びの場の変更を検討すべきです。

問2-2. 週の半分以上が認められるのはどのような場合か。

(答)

- 次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している場合や、病弱の児童生徒の病状が学期途中で改善した場合等が考えられます。

問2-3. 通級による指導は週8コマまでとされており、自立活動における特別の指導が週9コマ以上半分未満必要な子供は、制度の狭間に落ちているのではないか。

(答)

- 通級による指導は自立活動を行うものである一方、特別支援学級は自立活動の他、各教科等の授業が行われるものであり、また、両者は対象とする障害種やその程度が異なるため、特別の指導の時間数のみに着眼して学びの場を決定すべきではありません。

問 2－4. 通常の学級に学びの場を変更した結果、特別支援学級担任によるサポートが得られず、手厚い支援や指導ができなくなるのではないか。

(答)

- 通常の学級に障害のある児童生徒が在籍する場合、担任等による合理的配慮を含む必要な支援や、特別支援教育支援員の配置によるサポートといった対応が考えられますし、問 1－2 で述べた通級による指導も受けることができます。

文部科学省としては、通級による指導の担当教員の基礎定数化を着実に進め、その充実を図るとともに、特別支援教育支援員に対する財政措置や、インターネットで検索可能な合理的配慮に関するデータベースの周知に努めてまいります。

第3 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について

問3－1. 学校教育活動全体で自立活動を行っている場合、教育課程内の時数として自立活動を設ける必要はないのではないか。

(答)

- 小学校学習指導要領の総則等において、
 - ・ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、(中略) 自立活動を取り入れること
 - ・ 学校における自立活動の指導は、(中略) 自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとするとされていることを踏まえれば、特別の教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時数が「0」であることは、学習指導要領上想定されておりません。

- したがって、教育課程外の朝の時間や休み時間等のみで自立活動を行うということも想定されず、このような場合には教育課程の再編成又は学びの場の変更の検討をするべきです。

第４ 通級による指導の更なる活用について

問４－１．自校に通級指導教室が設置されていない場合は、どのように対応すればよいか。

（答）

- 自校に通級指導教室がない場合、例えば巡回指導や他校通級といった対応が考えられます。国としては、通級による指導の担当教員の基礎定数化を着実に進め、その充実を図ってまいります。

問４－２．国の支援策も充実させるべきではないか。

（答）

- 国としては、障害のある子供が障害のない子供と可能な限りともに過ごせるよう、例えば、
 - ・ 通級による指導の担当教員の基礎定数化の着実な実施
 - ・ 特別支援教育支援員の法令上の位置付けや財政措置の拡充
 - ・ インターネットで検索可能な合理的配慮のデータベースの周知等に取り組んでおります。
- また、現在、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に焦点を当てた有識者会議を開催しており、年度内に報告をとりまとめる予定です。

その他

問 5－1. 特別支援学級は、障害のない児童生徒の学力向上に向けた補足的指導のために活用することもできるのか。

(答)

- 特別支援学級は、法律に規定されている通り、障害のある児童生徒のために設置されるものであり、障害のない児童生徒の学力向上に向けた補足的指導のためのものではありません。

- なお、文部科学省としては、小学校における 35 人学級・高学年の教科担任制等の教職員定数の改善や、学習指導員の配置充実など、学校の指導体制の充実を進めています。

教 特 第 1 3 2 3 号
令和5年（2023年）2月7日

各 教 育 局 長
各市町村教育委員会教育長 様
（各市町村立小・中学校等校長）

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長 大 畑 明 美
北海道教育庁総務政策局教育政策課長 荒 川 裕 美
北海道教育庁学校教育局義務教育課長 新 居 雅 人

「特別支援学級における適切な教育課程の編成に関する資料～児童生徒一人
一人の学びの充実に向けて～」について（通知）

この度、別添のとおり、特別支援学級における教育課程の編成に関する資料を作成しましたので送付します。

つきましては、各市町村教育委員会及び各学校においては、本資料及び巻末の参考資料を参照の上、児童生徒一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導の充実に取り組んでいただくようお願いします。

（特別支援教育課特別支援教育指導係）
（総務政策局教育政策課定数政策係）
（義務教育課義務教育指導係）

**特別支援学級における
適切な教育課程の編成に関する資料
～児童生徒一人一人の学びの充実に向けて～**

**令和5年（2023年）2月
北海道教育委員会**

1 はじめに

1 特別支援学級について

特別支援学級については、小学校（中学校）学習指導要領及び解説において、次のとおり示されています。

(1) 特別支援学級とは

特別支援学級は、学校教育法第81条第2項の規定による、知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なものである児童生徒を対象とする学級であるとともに、小学校（中学校）の学級の一つであり、学校教育法に定める小学校（中学校）の目的及び目標を達成するものでなければならない。

(2) 特別支援学級における特別の教育課程について

- ・ 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
- ・ 児童（生徒）の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

【参考】 通級による指導について

通級による指導については、小学校（中学校）学習指導要領及び解説において、次のとおり示されています。

(1) 通級による指導とは

通級による指導は、小学校（中学校）の通常の学級に在籍している障害のある児童（生徒）に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童（生徒）の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態である。

(2) 通級による指導における教育課程について

障害のある児童（生徒）に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

（参考資料）

- ・ 文部科学省 小学校（中学校）学習指導要領（平成29年告示）解説総則編（平成29年7月）

2 自立活動の指導について

自立活動の指導は、個々の児童生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、個々の児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達等に即して指導を行うものです。

そのため、特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時間が設けられていない場合は、自立活動の時数を確保するべく、教育課程の再編成を検討する必要があります。

自立活動の指導に当たっては、児童生徒一人一人の実態を的確に把握して個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要があります。

なお、学校教育法施行規則第130条第2項に基づいて、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて指導を行うことができます。

自立活動の指導に当たっては、次の項目を確認する必要があります。

CHECK	確認項目
	特別支援学級において実施する特別の教育課程において、自立活動の時間における指導を行っているか
	自立活動の指導は、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行っているか
	自立活動の時間に充てる授業時数を、個々の児童生徒の障がいの状態等に応じて適切に設定しているか
	児童生徒一人一人に個別の指導計画を作成し、それに基づいた指導を展開しているか

【参考：道内の特別支援学級の状況】

自立活動を教育課程に位置付け指導している児童生徒の割合

	小学校	中学校
時間割に自立活動の時間を設定している	82.5%	81.4%
時間割に自立活動の時間を設定するとともに、各教科等を合わせた指導の中で自立活動の指導を行っている	16.4%	15.7%
時間割に自立活動の時間を設定していないが、各教科等を合わせた指導の中で自立活動の指導を行っている	0.4%	1.5%
時間割に自立活動の時間を設定していない	0.7%	1.4%

 ：改善が必要

令和4年度（2022年度）特別支援教育実態調査

3-1 交流及び共同学習について

交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要です。

また、特別支援学級の担任には、通常の学級の担任や教科担任と、在籍児童生徒に関わる情報交換を密に行い、交流及び共同学習の目標を共有し、双方にとっての教育効果を明らかにした上で各教科等の年間指導計画に位置付け、年間を通じて計画的に実施することが求められています。

交流及び共同学習の実施に当たっては、特別支援学級に在籍する児童生徒に対する指導や支援の内容や方法、指導体制、評価方法等について、個別の指導計画に明記し共通理解を図る必要があります。

交流及び共同学習を実施する際には、次の項目を確認する必要があります。

CHECK	確認項目
	指導や支援の内容や方法、指導体制、評価方法等について、特別支援学級と通常の学級の担任間で打ち合わせ、個別の指導計画に明記するとともに、校内全体で共通理解を図って取り組んでいるか
	「交流」の側面のみに重点が置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づく指導目標の達成が十分ではない状況になっていないか
	交流及び共同学習において、通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、必要な体制が整えられていないことにより、通常の学級及び特別支援学級の児童生徒双方にとって十分な学びが得られていない状況になっていないか

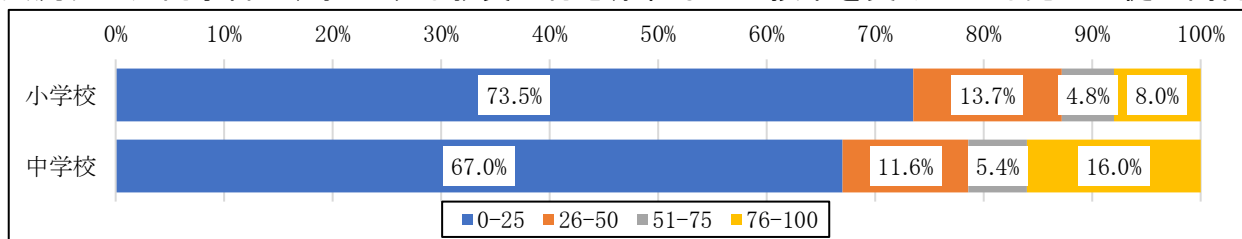
【参考：道内の特別支援学級の状況】

交流及び共同学習を個別の指導計画に位置付け指導を受けている児童生徒の割合

	位置付け有	位置付け無	交流未実施
小学校	97.9%	2.1%	2.0%
中学校	97.5%	2.5%	10.2%

2.1% : 改善が必要

交流及び共同学習に、担当する教員が付き添わないで授業を受けている児童生徒の割合



令和4年度（2022年度）特別支援教育実態調査

3-2 交流及び共同学習について

特別支援学級では、在籍する児童生徒一人一人の実態に応じて作成した個別の指導計画を踏まえた特別の教育課程を編成し、障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行っています。

そのため、特別支援学級に在籍している児童生徒が、週の授業時数の半分以上を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、特別支援学級で学ぶことが適当であるか判断し、「通常の学級」への学びの場の変更について検討する必要がありますが、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではありません。

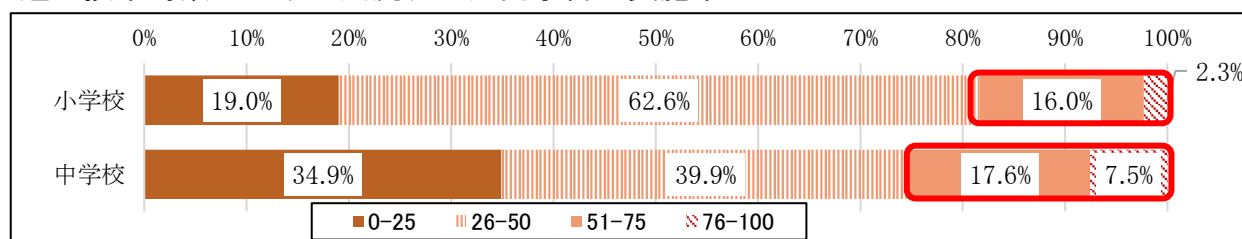
なお、学びの場の変更については、校内委員会や教育支援委員会において検討したり、保護者や当該児童生徒と合意形成を図ったりするなど、必要な手続きを踏まえる必要があることから、学期や年度替わりなどの時期を見通して行うことが大切です。

交流及び共同学習を実施する際には、次の項目を確認する必要があります。

CHECK	確認項目
	特別支援学級に在籍する児童生徒について、個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えて算数（数学）や国語といった教科のみを学び、それ以外は交流及び共同学習として通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成していないか
	全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障がいの特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、多くの教科について交流及び共同学習中心の授業が行われていないか
	学期末などの時期に、当該児童生徒の現在の発達の程度、適応の状況、交流及び共同学習の状況等について、個別の指導計画及び個別の教育支援計画において適切に評価し、教育課程の改善を図っているか
	通常の学級へ学びの場の変更を検討している場合には、例えば交流及び共同学習の時数を段階的に増やしたり（週の授業時数の半分程度）、通級による指導を活用したりするなど、当該児童生徒が円滑に学びの場を変更できるよう教育課程を編成しているか

【参考：道内の特別支援学級の状況】

週の授業時数当たりの交流及び共同学習の実施率



16.0% : 改善が必要

令和4年度（2022年度）特別支援教育実態調査

4 参考資料

「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」（令和4年4月27日文部科学省初等中等教育局長通知） (https://www.mext.go.jp/content/20220428-mxt_tokubetu01-100002908_1.pdf)
文部科学省「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）Q & A」 (https://www.mext.go.jp/content/20221102-mxt_tokubetu02-100002908_1.pdf)
文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」（令和3年6月） (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm)
文部科学省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」（平成29年3月） (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm)
特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年3月）
小学校（中学校）学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（平成29年7月）
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課「特別支援教育教育課程編成の手引」 (http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/)
道立特別支援教育センター「特別支援学級担任のハンドブック（新訂版）」（令和4年3月） (http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/?page_id=909)

特別支援学級における適切な教育課程の編成に関する資料
～児童生徒一人一人の学びの充実に向けて～

令和5年（2023年）2月発行

編集・発行 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課
札幌市中央区北3条西7丁目